労働者派遣事業許可有効期間更新申請提出書類一覧表【個人】　1/3

			提出書類				
			正本	コピー		合計必要部数	
				労働局保管用	事業主控		
提出様式	①	労働者派遣事業許可有効期間更新申請書（様式第１号）	○	○	○	3	
	②	労働者派遣事業計画書（様式第３号）	○	○	○	3	◎
	③	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第３号－２） 教育訓練計画の詳細が記載された書類（説明用シート等）の提出も必要です。	○	○	○	3	◎
	④	派遣労働者のうち、雇用保険又は健康保険・厚生年金保険の未加入者がいる場合提出 雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（様式第３号－３）	○	○	○	3	◎
添付書類	①	最近の納税期における所得税の確定申告書の写し	○	○	－	2	
	②	申告納税制度関係 **【青色申告の場合】** 最近の納税期における貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書） ・損益計算書は、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるもの	○	○	－	2	
		【白色申告または青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合】 労働者派遣事業計画書の「3　資産等の状況」欄に記載された土地・建物に係る不動産登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書※原本の提出が必要	登記事項証明書 ◆ 固定資産税評価額証明書 ○	 ◆ ○	 － －	2	
	③	納税証明書（その２　所得金額用）※原本の提出が必要	○	○	－	2	
	④	預金残高証明書（納税期末日のもの）	○	○	－	2	
	⑤	就業規則又は労働契約の以下の該当箇所 ａ．教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分 ｂ．無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分 ｃ．無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第２６条に基づく手当を支払うことを規定した部分 ※就業規則を提出する場合、労働基準監督署の受理印があるページの写しも併せて提出してください。	☆	☆	－	2	◎
	⑥	派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等（又はその概要の該当箇所の写し）	☆	☆	－	2	◎
	⑦	派遣元責任者講習受講証の写し 許可の有効期間が満了する日前３年以内の受講日のものに限る ※更新日までに期限が切れる場合は、「受講申込書等」追加で資料が必要	○	○	－	2	◎
参考資料	①	自己チェックシート（様式第１５号）	○	○	－	2	◎
	②	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの	☆	☆	－	2	

提出書類について　◎：複数事業所について申請する場合、事業所ごとに作成・提出及び添付が必要です。

○：作成・提出及び添付が必要です。

☆：既に提出されているもので変更があった場合のみ提出が必要です。

◆：労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認ができる場合は添付省略可能です。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料	**収入印紙５５,０００円×労働者派遣事業を行う事業所数** ・収入印紙は郵便局等で購入 ・収入印紙は申請書に貼付せず持参してください。
提出期限	許可有効期間満了日の３か月前まで

財産的基礎の要件については２ページをご確認ください⇒

小規模事業主への暫定的な配慮措置により許可を受けた方は3ページをご確認ください⇒(R8.4)

労働者派遣事業許可有効期間更新申請提出書類一覧表【個人】　2/3

労働者派遣事業許可有効期間の更新申請をされる場合の財産的基礎の要件の審査方法は次の通りです。

最近の事業年度における決算書類で財産的基礎の要件を確認、下記①～③すべてを満たす必要があります。

①	基準資産額※1が	**2,000万円**	以上
②	基準資産額が	**負債の総額の1／7**	以上
③	現金・預金額が	**1,500万円**	以上

※基準資産額＝総資産額（繰延資産及び営業権（のれん）を除く）－負債の総額

財産的基礎にかかる計算表（最近の事業年度における貸借対照表等から算出）

資産の総額		繰延資産・営業権		負債の総額		基準資産額
円	－	円	－	円	＝	円

下記①～③すべてを満たす必要があります

①	基準資産額	≧	2,000 万 × 事業所数 （　）	
	円		円	
②	基準資産額	≧	負債の総額 ÷ 7	
	円		円	
③	現金・預金の額	≧	1,500 万 × 事業所数 （　）	
	円		円	

◎直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合は…

①市場性のある資産の再販売価格の評価額が、基礎価額を上回る旨の証明があった場合
（例：固定資産税の評価額証明書等）
②提出された預金残高証明書により普通預金、定期預金等の残高を確認できた場合
（複数の預金残高証明書を用いる場合は、同一日付のものに限る。）
に限り、当該額を基準資産額又は自己名義の現金・預金の額とします。

労働者派遣事業許可有効期間更新申請提出書類一覧表【個人】　3/3

労働者派遣事業を営む常時雇用している派遣労働者の人数が１０人以下であり１つの事業所のみを有する中小企業事業主が許可有効期間更新申請を行う際、通常の財産的要件を満たさない方は、以下の判断を用いることができます。ただし、以下①②からの申請に限られます。

①	平成２７年９月３０日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者
②	①以外の者で平成２８年９月２９日までに、暫定的な配慮措置により新規許可または許可の更新を受けて労働者派遣事業を行っている者

【小規模派遣元事業主に係る財産的基礎に関する判断】

下記①～③すべてを満たすこと

①	基準資産額が	**1,０００万円**	以上
②	基準資産額が	**負債の総額の１／７**	以上
③	現金・預金額が	**８００万円**	以上

（基準資産額＝総資産額－負債の総額）

※総資産額は、繰延資産および営業権（のれん）を除きます。

下記以外の場合は、通常の資産要件での申請が必要です。

①　許可後、初めての更新の場合

・新規申請において、財産的基礎（当分の間の措置）で許可されている場合には、更新の許可申請は、同じ財産的基礎（当分の間の措置）での申請が可能です。

・新規申請において、財産的基礎（３年間の暫定措置）で許可されている場合には、更新の許可申請は、財産的基礎（当分の間の措置）での申請が可能です。

②　上記①以外の更新の場合

・前回、財産的基礎（当分の間の措置）で許可の更新をされている場合には、更新の許可申請は、同じ財産的基礎（当分の間の措置）での申請が可能です。

・前回、財産的基礎（３年間の暫定措置）で許可の更新をされている場合には、更新の許可申請は、財産的基礎（当分の間の措置）での申請が可能です。

「小規模事業主への暫定的な配慮措置」にて申請する場合は以下の参考資料も必要です。

			正本	コピー		合計必要部数	
				労働局保管用	事業主控		
参考資料	④	労働者名簿（申請月の前月末現在（前月末で把握が困難な場合は前々月末現在）のもので、派遣労働者を含む全労働者分） 雇用保険に加入している場合は省略可能です。	○	○	－	2	
	⑤	法第７条第１項第４号の財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第１６号）	○	○	－	2	
	⑥	労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について（様式第１７号）	○	○	－	2	